

令和6年度 選挙人名簿抄本閲覧状況

対象期間 令和6年4月1日～令和7年3月31日

関係法令 法第28条の4第7項：規則第3条の4

番号	閲覧年月日 (規則第3条の4第2項第1号)	申出者の氏名 (法第28条の4第7項)	利用目的の概要 (法第28条の4第7項)	閲覧に係る選挙人の範囲 (規則第3条の4第2項第2号)
		*国等の機関である場合にはその名称、法人で有る場合はその名称及び代表者又は管理人の氏名(法第28条の4第7項) *申出者が法人である場合はその主たる事務所の所在地 (規則第3条の4第2項第3号)		
1	令和6年4月11日	読売新聞東京本社 世論調査部長 杉田 義文 東京都千代田区大手町1-7-1	全国の有権者を対象に実施する世論調査の調査対象者を抽出するため	第52投票区から45人抽出
2	令和6年4月18日	一般社団法人長野県世論調査協会 会長 小坂 壮太郎 長野県長野市南県町680-5 信毎別館4F	「防災に関する県民意識調査(仮称)」「阿部県政14年(仮称)」上記タイトル県民世論調査の標本140名分抽出のため	第5, 11, 15, 33, 46, 50, 56投票区から140人抽出
3	令和6年8月8日	一般社団法人長野県世論調査協会 会長 小坂 壮太郎 長野県長野市南県町680-5 信毎別館4F	「男女共同参画に関する県民意識調査」上記タイトル県民世論調査の標本95名分抽出のため	第1, 8, 13, 31, 41, 49, 54投票区から95人抽出
4	令和6年11月12日	立憲民主党長野県第5総支部 総支部長 福田 淳太	選挙運動用通常葉書宛名のため	座光寺地区
5	令和6年12月3日、5日、6日、10日、11日及び12日	立憲民主党長野県第5総支部 総支部長 福田 淳太	選挙運動用通常葉書宛名のため	伊賀良地区
6	令和6年12月16日、17日、23日及び24日	立憲民主党長野県第5総支部 総支部長 福田 淳太	選挙運動用通常葉書宛名のため	伊賀良、上郷地区
7	令和6年12月19日	一般社団法人長野県世論調査協会 会長 小坂 壮太郎 長野県長野市南県町680-5 信毎別館4F	「地域公共交通に関する県民意識調査(仮称)」上記タイトル県民世論調査の標本80名分抽出のため	第7, 18, 47, 57投票区から80人抽出

令和6年度 選挙人名簿抄本閲覧状況

対象期間 令和6年4月1日～令和7年3月31日

関係法令 法第28条の4第7項：規則第3条の4

番号	閲覧年月日 (規則第3条の4第2項第1号)	申出者の氏名 (法第28条の4第7項)	利用目的の概要 (法第28条の4第7項)	閲覧に係る選挙人の範囲 (規則第3条の4第2項第2号)
		*国等の機関である場合にはその名称、法人で有る場合はその名称及び代表者又は管理人の氏名(法第28条の4第7項) *申出者が法人である場合はその主たる事務所の所在地 (規則第3条の4第2項第3号)		
8	令和7年1月6日、9日、20日及び27日	立憲民主党長野県第5総支部 総支部長 福田 淳太	選挙運動用通常葉書宛名のため	山本、伊賀良、鼎、上郷地区
9	令和7年1月10日及び16日	立憲民主党長野県第5総支部 総支部長 福田 淳太	選挙運動用通常葉書宛名のため	山本、伊賀良、上郷地区
10	令和7年1月14日、15日、21日、23日、28日及び29日	立憲民主党長野県第5総支部 総支部長 福田 淳太	選挙運動用通常葉書宛名のため	山本、伊賀良、鼎、上郷地区
11	令和7年1月17日	一般社団法人長野県世論調査協会 会長 小坂 壮太郎 長野県長野市南県町680-5 信毎別館4F	「国消国産に関する県民アンケート」「環境と暮らし2025」上記タイトル県民世論調査の標本100名分抽出のため	第6, 12, 32, 45, 51, 58投票区から100人抽出
12	令和7年2月4日から7日	古川 仁	飯田市議会議員選挙のため	鼎地区
13	令和7年2月3日、10日、12日、14日、17日、18日、19日及び21日	立憲民主党長野県第5総支部 総支部長 福田 淳太	選挙運動用通常葉書宛名のため	橋北、橋南、羽場、丸山、東野、山本、鼎、上郷地区
14	令和7年2月20日、25日、26日、27日及び28日	立憲民主党長野県第5総支部 総支部長 福田 淳太	選挙運動用通常葉書宛名のため	橋北、橋南、羽場、丸山、東野、座光寺、松尾、山本、鼎、上郷地区

令和6年度 選挙人名簿抄本閲覧状況

対象期間 令和6年4月1日～令和7年3月31日

関係法令 法第28条の4第7項：規則第3条の4

番号	閲覧年月日 (規則第3条の4第2項第1号)	申出者の氏名 (法第28条の4第7項)	利用目的の概要 (法第28条の4第7項)	閲覧に係る選挙人の範囲 (規則第3条の4第2項第2号)
		*国等の機関である場合にはその名称、法人で有る場合はその名称及び代表者又は管理人の氏名(法第28条の4第7項) *申出者が法人である場合はその主たる事務所の所在地 (規則第3条の4第2項第3号)		
15	令和7年3月5日、6日、7日、11日、12日、13日、14日、17日及び18日	立憲民主党長野県第5総支部 総支部長 福田 淳太	選挙運動用通常葉書宛名のため	橋北、橋南、羽場、丸山、東野、座光寺、松尾、下久堅、上久堅、千代、龍江、竜丘、川路地区
16	令和7年3月19日	片町元彦	選挙運動用通常ハガキ用	上村、南信濃地区
17	令和7年3月24日、25日、27日	関島百合	政治活動のため	松尾地区
18	令和7年3月28日	一般社団法人長野県世論調査協会 会長 小坂 壮太郎 長野県長野市南県町680-5 信毎別館4F	「戦後80年(仮称)」「阿部県政15年(仮称)」上記タイトル県民世論調査の標本140名分抽出のため	第4,9,11,29,40,48,52,55投票区から140人抽出

※在外選挙人名簿抄本の閲覧はありませんでした。

令和7年4月8日

飯田市選挙管理委員会

委員長 林 昇